

情報公開に関する開示・不開示の審査基準

1 本法人等における法人文書の開示等を判断するための審査基準は、次のとおりとする。

(1) 個人情報(法第5条第1号)

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定の個人を識別することが可能な情報、又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益(名誉、感情などを含む。)を害するおそれがある情報は、不開示とする。

《例示》

ア 職員・学生の自宅住所・電話番号等

イ 人事選考関係資料(氏名、履歴等)

ウ 健康診断、カウンセリングの記録

エ 懲戒処分関係情報(氏名、懲戒内容等)

オ 学生個人に関する情報(学籍(休学、退学等を含む。)、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等)

カ 推薦入試、大学院入試等の答案及び合否判定資料

キ 学生指導関係文書

ク 進路指導関係文書(本人アンケート、面接メモ)

ケ 卒業論文、修士論文、博士論文等(ただし、当該論文等が印刷公表前のもので、本人から、公表に同意しない旨の意思表示があった場合)

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

① 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

《例示》

ア 研究者総覧

イ 叙勲・褒章受章者名簿等

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

《例示》

医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの等

③ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

《例示》

文書に付された総務課長、人事係長等の職名等(当該個人等が本学職員である場合にあっては、当該職員の氏名を含む)

(2) 法人等情報(法第5条第2号)

法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって, 次に掲げるものは, 不開示とする。

- ① 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

《例示》

ア 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

イ 工事請負者施工成績一覧等

- ② 本法人等の要請を受けて, 公にしないという条件で任意に提供されたもので, 法人等若しくは個人における通例として公にしないこととされているもの又は公にしない等の条件を付すことが当該情報の性質, 当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

《例示》

企画立案の資料, アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの等

ただし, 法人等情報であっても, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

(3) 審議検討等情報(法第5条第3号)

国の機関, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は, 不開示とする。

《例示》

ア 報告, 答申等で現在検討・審議中のものの記録(当該記録のうち, 調査データ等で特定の事実を記録した情報を除く。)

イ 学域, 学類, 研究科等の改組で現在検討中のものの記録

ウ 人事選考(採用, 昇任等)の記録等

エ 入試制度改革の素案(出題科目変更案等)等

オ キャンパス移転候補地リスト(地方公共団体との交換文書等)

カ 機種選定や仕様策定に係る検討記録等

(4) 事務・事業支障情報(法第5条第4号)

国の機関, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は, 不開示とする。

① 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

② 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。

《例示》

ア 麻薬、毒物、劇物、放射性同位元素、組換えDNA実験試料等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

イ ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報等

③ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの。

《例示》

ア 学域・学類入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿

イ 入試制度改革関係資料等

④ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの。

《例示》

ア 入札前の予定価格、積算内訳書

イ 大学が当事者となっている訴訟(医療過誤訴訟等)に関する資料等

⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの。

《例示》

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの等

⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの。

《例示》

ア 人事異動原案

イ 人事選考(採用、昇任等)関係資料

ウ 勤務評定関係記録

⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの。